



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表

平成29年12月21日

担
当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
課長
統括特別司法監督官
<電話> 011-709-2311
(内線 3542)

報道関係者 各位

外国人技能実習生の実習実施機関に対する平成28年の監督指導結果を公表 ～約86%で労働基準関係法令違反～

北海道労働局(局長 ^{ひきちむつお}引地睦夫)は、道内の労働基準監督署(支署)が、平成28年に外国人技能実習生の実習実施機関に対して行った監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。(詳細は別添のとおり)

〔監督指導結果等の概要〕

(1) 労働基準関係法令違反の状況

監督指導を実施した実習実施機関	106事業場
法令違反が認められた実習実施機関	91事業場(85.8%)

(2) 主な法令違反の状況

安全基準(安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど)(33.0%)
労働時間(労使協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたなど)(20.8%)
割増賃金(時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど)(18.9%)

(3) 今後の取組

北海道労働局では、労働相談など各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる事案に対しては、監督指導を行うとともに、出入国管理機関とも連携を図り、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に努めていきます。

(参考) 技能実習制度の見直しについて

平成29年11月1日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、監理団体(技能実習生を受け入れて傘下の企業等に技能実習を実施させる商工会議所などの営利を目的としない法人)の許可制や外国人技能実習機構(認可法人)の創設など、技能実習生の保護等を図るため、監理団体等に対する管理監督体制が強化されています。

北海道労働局では、今後とも外国人技能実習機構札幌事務所と連携を図り、外国人技能実習生の法定労働条件の確保に努めていきます。

(北海道庁道政記者クラブ、北海道経済記者クラブ 同時提供)

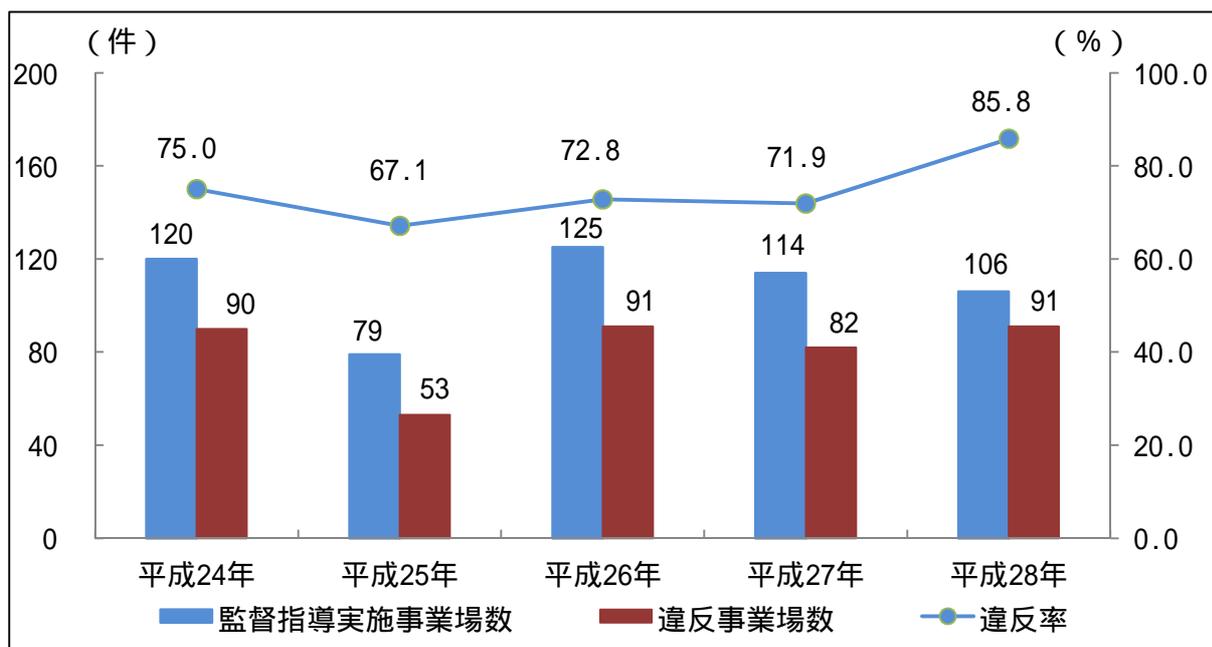
1 監督指導状況

(1) 平成28年に、道内の労働基準監督署において、実習実施機関に対して106件の監督指導を実施し、その85.8%に当たる91件で労働基準関係法令違反が認められました。

なお、全国の状況については別紙参照。

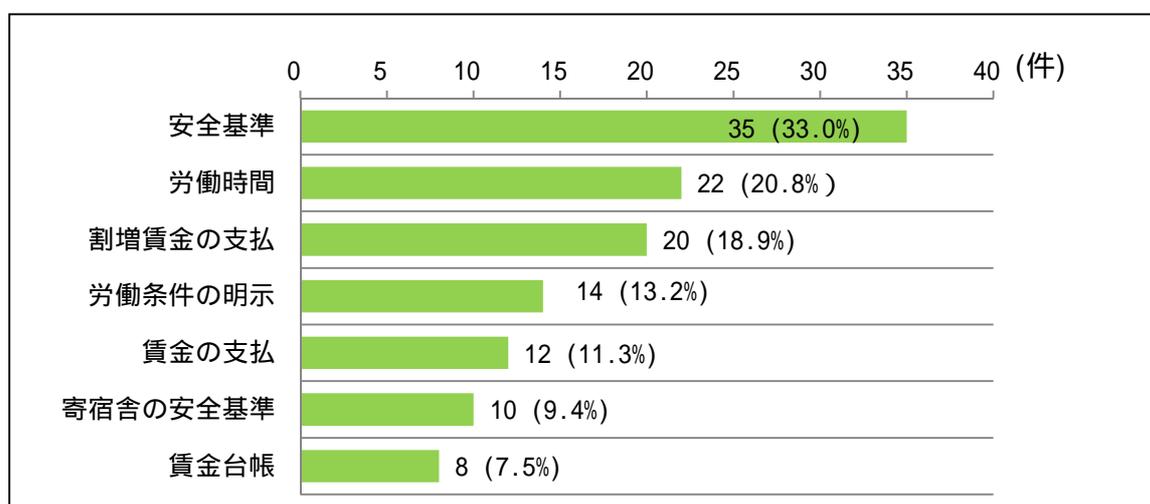
<注> 違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれます。

図1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数



(2) 主な違反内容は、安全基準関係35件(33.0%; 安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど)、労働時間関係22件(20.8%; 労使協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたなど)、割増賃金関係20件(18.9%; 時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど)の順でした。

図2 監督指導における主な違反事項及び違反事業場数



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しません。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、次のようなものがありました。

【事例1】 長時間労働の相談を端緒として、監督指導を実施（水産食料品製造業）

（指導内容）

36協定の限度を超えて違法な時間外労働を行わせていたため、是正勧告しました。また、過重労働による健康障害防止対策として時間外労働の削減と限度時間を超えないための労働時間管理について併せて指導しました。

（指導の結果）

時間外労働の削減の取組として、労働者を増員して業務の平準化を図るなどした結果、時間外労働の削減が進みました。

【事例2】 労働災害の発生を契機として、監督指導を実施（農業）

（指導内容）

機械の運転を停止せずに危険な清掃作業を行わせていたため、是正勧告しました。また、技能実習生が理解できる安全衛生教育を実施するなどの再発防止対策を併せて指導しました。

（指導の結果）

技能実習生の母国語による安全衛生教育の実施及び機械への注意事項の表示がなされ、機械の清掃作業時における運転停止の徹底が図られました。

2 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関が、その監督等の結果を相互に通報しています。
- (2) 平成28年に、北海道内の労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報（*1）した件数は2件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報（*2）された件数は1件でした。

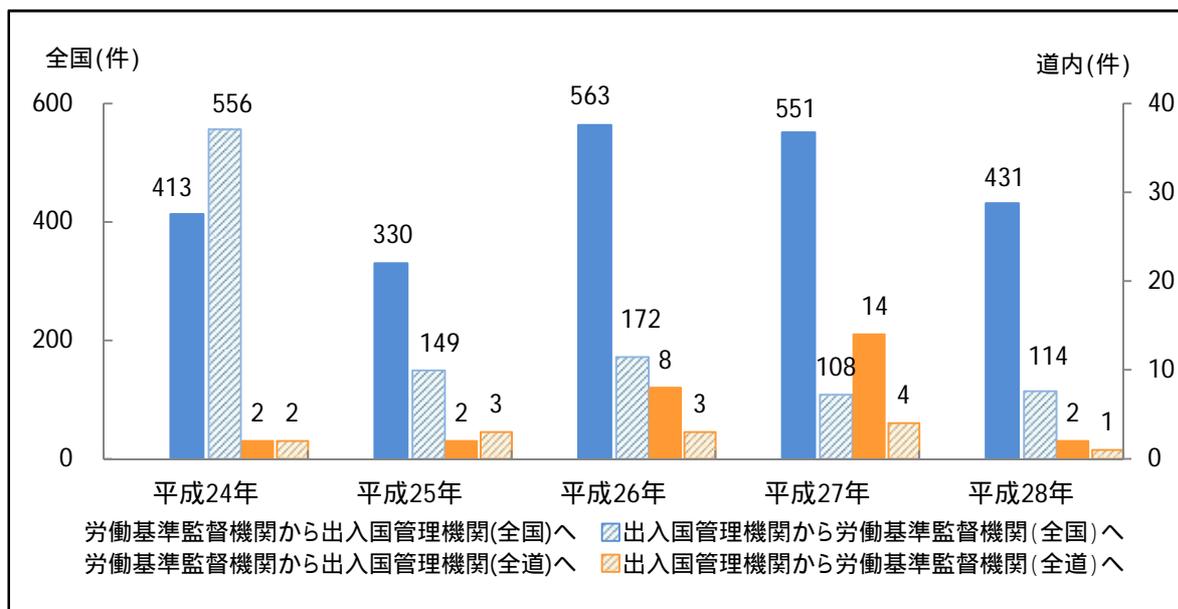
*1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

* 2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国管理機関において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

図3 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報件数



- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関から通報を受けた実習実施機関については、監督指導を実施しています。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしており、平成28年は1件の実習実施機関に対して実施しました。

技能実習生に係る実習実施機関に対する監督指導結果
(平成28年1月～12月)

	全国	北海道
監督指導実施事業場数	5,672件	106件
違反事業場数	4,004件	91件
(違反率)	(70.6%)	(85.8%)

主な違反内容	違反事業場数			
	全国		北海道	
労働条件の明示 (労働基準法 第15条)	505	(8.9%)	14	(13.2%)
賃金の支払 (労働基準法 第24条)	477	(8.4%)	12	(11.3%)
労働時間 (労働基準法 第32条)	1,348	(23.8%)	22	(20.8%)
割増賃金の支払 (労働基準法 第37条)	771	(13.6%)	20	(18.9%)
賃金台帳 (労働基準法 第108条)	338	(6.0%)	8	(7.5%)
寄宿舎の安全基準 (労働基準法 第96条)	153	(2.7%)	10	(9.4%)
安全基準 (労働安全衛生法第20～25条)	1,097	(19.3%)	35	(33.0%)
衛生基準 (労働安全衛生法第20～25条)	531	(9.4%)	4	(3.8%)
健康診断 (労働安全衛生法第66条)	505	(8.9%)	5	(4.7%)
最低賃金 (最低賃金法第4条)	90	(1.6%)	3	(2.8%)